

平成24年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(14日目)

平成24年6月25日(月)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第35号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第36号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第37号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第38号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第39号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第40号 永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第41号 除雪ドーザー(8t級)の取得について
- 第 8 議案第42号 除雪ドーザー(11t級)の取得について
- 第 9 議案第43号 消防ポンプ自動車の取得について
- 第10 議案第44号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第11 議案第45号 福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第12 議案第46号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について
- 第13 議案第47号 永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結について
- 第14 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 陳情第 4号 TPP交渉への参加反対に関する要請書について
- 第16 陳情第 5号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について
- 第17 閉会中の継続審査申出書
- 第18 閉会中の継続調査申出書

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 35 号 平成 24 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 36 号 平成 24 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 37 号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 38 号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 39 号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 40 号 永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 41 号 除雪ドーザー（8 t 級）の取得について
- 第 8 議案第 42 号 除雪ドーザー（11 t 級）の取得について
- 第 9 議案第 43 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 第 10 議案第 44 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第 11 議案第 45 号 福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 12 議案第 46 号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について
- 第 13 議案第 47 号 永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結について
- 第 14 諮問第 1 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 15 陳情第 4 号 TPP 交渉への参加反対に関する要請書について
- 追加日程第 1 発議第 3 号
TPP 交渉への参加反対に関する意見書について
- 第 16 陳情第 5 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について
- 第 17 閉会中の継続審査申出書
- 第 18 閉会中の継続調査申出書

3 出席議員（17 名）

- 1 番 小 畑 傳 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 金 元 直 栄 君
- 4 番 齋 藤 則 男 君

5番 長岡千恵子君
 6番 原田武紀君
 7番 川治孝行君
 8番 川崎直文君
 9番 多田憲治君
 10番 上坂久則君
 11番 長谷川治人君
 13番 松川正樹君
 14番 渡邊善春君
 15番 伊藤博夫君
 16番 上田誠君
 17番 酒井要君
 18番 河合永充君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椀山勇君

会 計 課 長	加 藤 茂 森 君
子 育 て 支 援 課 長	伊 藤 悦 子 君
税 務 課 長	山 田 和 郎 君
商 工 観 光 課 長	酒 井 圭 治 君
学 校 教 育 課 長	末 永 正 見 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君
町 立 図 書 館 長	中 村 耕 夫 君
上 水 道 課 長	山 本 清 美 君
下 水 道 課 長	酒 井 篤 男 君
健康福祉施設整備室長	山 田 幸 稔 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	南 部 辰 夫 君
書 記	山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに14日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第35号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第36号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 日程第1、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてと日程第2、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてと日程第2、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの2件を一括議題とします。

本件は、去る平成24年6月12日、予算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において当委員会に付託されました議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の2件について、6月21日に委員会を開催し、

慎重に審議し、審査をいたしました。その結果、2件の予算案は原案のとおり可決をいたしました。

歳入歳出総額1,202万6,000円を追加する平成24年度永平寺町一般会計補正予算は、幼稚園の空調設備の改修794万4,000円、町の木、油桐の活用を図るための地域を活かす特産品振興事業83万2,000円、農業用ため池の漏水対策県営事業負担金180万円、小学校低学年体育支援事業委託金20万円、町内の中学校に緊急地震速報システムの導入費用114万円が主な補正である。

平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算は、中部縦貫自動車道の工事による下水道管の布設がえが生じたための仮設工事費664万円の増額補正である。

審査中における委員からの主な質疑としては、幼稚園の空調設備について、全施設の冷暖房の効率的な対応を、点検時期等を早目に行えば対処ができるのでは、空調は中長期的な計画で更新をしていく考え方は、予防、安全等、壊れてから治すのではなく予防的な考え方、改修費がかなり高額であるが工事はどのようになっているのか、工事業者は町内で対応できるかなどの質問があった。また、町の木、油桐の活用を図るための事業については、油桐の実の活用か葉っぱを活用していくのか、その活用方法等は、油の活用化の方向性を、事業の目的をはっきり出してほしい、油桐に関する商品化について特産品になるよう進めてほしいなど。また、学校の緊急地震速報システムについて、中学校ではどのように活用するのか、学校の防災マニュアル等を有効に活用してほしい、小学校、幼稚園でも実施してほしいなどなど、そして体育支援事業の目的を具体的になどの質疑があり、その都度理事者側から回答があった。

予算の審議において、この補正予算の審議や採決には直接関係はしないが、事業の実施に関する一部の事柄においては、常任委員会において関係課長よりの細部の説明を行うよう求めた。

以上、審査報告といたします。

○議長（河合永充君） これより、日程第1、議案第35号と日程第2、議案第36号の2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第1、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第2、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

～日程第3 議案第37号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第4 議案第38号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第3、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第4、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定に

についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第4、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

本件は、去る平成24年6月12日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長(金元直栄君) 議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員会では可決であります。同時に、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、委員会は全員一致で可決であります。

この内容については、皆さんにも示してあるとおり、これは議案が37、38号という順番になっていますが、逆に38号のほうから見ていただくとありがたいと思いますけれども、国の住民基本台帳法の一部が変わりました。これは平成21年の7月に成立して公布されていたものですが、この平成24年の7月に施行されることに伴い、これまで外国人の登録等に関しました外国人登録法が廃止になって、ある意味、住民基本台帳法に基づく住民台帳カードによって管理されることになるわけであります。いわゆる長期に在住する住民に対しては住民票を交付する、もしくはそれ以外は交付しない。この住民台帳カードの利用によって、また後に後期高齢者医療制度のところでも関係はあるんですが、住基カードを持っていれば、例えば自治体からほかの自治体に移ったときでも、新たに申請することがなくてもその住基カードを示すことで転入が楽になる、事務の事務簡略化が行われるというものです。

なお、議案第37号の印鑑の登録及び証明に関する条例ですが、住民台帳法の改定いわゆる施行によりまして、印鑑登録の内容でこれまでやっていたものの中から抜かれるものと、新たに、印鑑にはいわゆる片仮名とかそういう表記その一部を組み合わせたものでもオーケーというふうになったという条例の改定であります。

以上、委員会では、先ほども報告させていただきましたけれども、両議案とも可決でありました。

以上です。

○議長（河合永充君） これより、日程第3、議案第37号と日程第4、議案第38号の2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第3、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第5 議案第39号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第5、議案第39号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月12日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 今提案されました議案第39号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定の問題ですが、これは議員の皆さんもいろいろ説明は聞いていると思いますが、議案書の第72ページであります。

この公民館条例の一部を改正する条例の内容ですが、社会教育法が変わりまして、これまで社会教育法の30条のところに、公民館の運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から市町村の教育委員会が委嘱する。その2項では、その定数とか必要な事項については市町村が条例で定めるということになっていました。

ところが、法律が改定になって、この公民館運営審議委員になる要件がこの中からなくなることになりました。それに伴い、省令が平成23年の12月1日に各自治体に来ているんですが、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令というのが来ております。社会教育法第30条第2項の文部科学省令で定める基準の学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするということの本町の公民館条例の中に入れることになりました。それが第7条の条文であります。

これまでなかったものをその内容等について明記することで、法律のなくなった部分を補うことになっておりますので、この条例の一部を改正する条例の制定についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件
を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育民生常任委員会委員長(金元直栄君) どうも。

～日程第6 議案第40号 永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定
について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第6、議案第40号、永平寺町立図書館条例の一
部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月12日、教育民生常任委員会に付託されました議案
であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されて
おります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長(金元直栄君) ただいま上程されました議案第40号、
永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての案件であります。

委員会での審査の結果、可決であります。

内容につきましては、これまでも皆さんも説明をお聞きになっていると思いま
すが、この前に、先ほど可決されました永平寺町の公民館条例の一部を改正する
条例と同じように、これは社会教育法の改定によるものでしたが、公民館法の改
定によるものであります。公民館評議会の、図書館です。ごめんなさい。もとい
です。頭の中にこびりついております。申しわけございません。図書館法が変
わりましたことによりまして、その中にこれまでありました、いわゆる図書館評

議会の委員の資格といたしますか、そういう項目を廃止されておりますので、その内容を先ほどの公民館審議会の委員の要件のように本町の町立図書館条例の一部を改正する条例として、条例の第5条に、協議会は、委員10名以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱するというように加え、改定するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第41号 除雪ドーザー（8t級）の取得について～

～日程第8 議案第42号 除雪ドーザー（11t級）の取得について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第7、議案第41号、除雪ドーザー（8t級）の取得についてと日程第8、議案第42号、除雪ドーザー（11t級）の取得についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第41号、除雪ドーザー（8t級）の取得についてと日程第8、議案第42号、除雪ドーザー（11t級）の取得についての2件を一括議題とします。

本件は、去る平成24年6月12日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出され

ております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

9番、多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） ただいま上程されました議案第41号、第42号の2議案について当委員会に付託されておりますので、本日午前中に審議をいたしました。

41号、除雪ドーザー（8t級）の取得について、42号、除雪ドーザー（11t級）の取得について、いずれも1,000万以上の価格でありますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので、去る5月29日に入札した結果、指名業者数、購入価格も審査し、採決した結果、原案のとおり当委員会全員で可決したことを報告いたします。

○議長（河合永充君） これより、日程第7、議案第41号と日程第8、議案第42号の2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第7、議案第41号、除雪ドーザー（8t級）の取得についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長報告では、全員一致でこれが認められたということでした。

ちょっとご質問ですが、この2機の除雪ドーザーは上志比地区に配備されると私は聞いております。実は去年、ことしは割と大雪で、これに対応することも今までもやっていたはずですから、2台を入れるということは、どう言ったらいいんですかね、これまであった車両を何台か廃車にすることで2台を入れるのか、もしくは導入するというんなら、その物理的な理由をちょっとどう論議されているのかまたお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 9番、多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 詳細については、担当部署よりひとつ発言をお願いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますが、まずこの2台のドーザーにつきましては上志比に配備するというご説明をさせていただいてお

ります。

これにつきましては現在のところ、ドーザーの除雪、3地区41台でやらせていただいております。まず参考までに申し上げますと、松岡が21台、それと永平寺が14台、上志比が6台となっております。その中で今回、松岡はそのままの台数、永平寺も同じでございますが、上志比につきましては6台から8台に増強をするということでございます。これにつきましては、除雪の距離等を勘案いたしまして、今までも上志比のほうに対応をしておりましたが、松岡の場合、1台当たり約3キロ、永平寺の場合が1台当たり約2.5キロ、上志比の場合が今までですと1台当たり7.2キロというふうになってございました。これを2台増強することによって約5.4キロということになってまいります。これはあくまでも単純に比較することはできません。市街地でありますと、やはり時間もかかる場合もございます。しかしながら、上志比の場合は除雪の延長距離も43.2キロほどございますので、そういったところから今までも時間を要していたというようなことから、今回、上志比のほうに配備するという計画を持っております。また、今の計画の中で、轟の一部のほうについても機能補償道路等の関連がございますので、今後の計画によっては一部轟のほうにも入ることが考えられます。

また、廃車するかどうかというのはこの間もご質問あったかと思いますが、今回は廃車をせずに新規2台を導入すると、それも今後、やはり修理等のランニングコストも含めた中で除雪計画に基づいて購入することが必要かと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今お聞きしまして、ちょっと廃車にはしないということを見ても、1台当たりの担当距離なんかを見ますと非常に上志比とほかの地域との差があるということがわかります。ということは、その台数そのものが足らなかったとらえていいのかというのが一つ。

もう一つは、本来、こういう除雪は業者の借り上げ車両も含めて計算していると思うんですね。それも含めて計算した距離なのかというのをちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 台数が足りなかったというよりは、やはりぎりぎりとい

うふうにやっていると。時間もロスがあったりした場合にはどうしてもおくれると。雪の状況に応じて、やはりどうしても時間を要していたということも現時点ではございました。

それと、今ほど対応と委託の部分合わせての台数での計算でございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、反対するものではないんですが、結果的に見ると、やっぱり除雪体制が今まで比較的万全だということを知っていたんですが、こういう差を数字で見比べてみますと、ある意味もっと除雪時間の問題とかそういう問題については一度詳しくどこかで報告を受けるか聞かせていただきたいと思えます。これだけ差が大きいし、これまであった車両に関係なく2台追加してもまだ、今説明を受けた数字を見ている限りではかなりの差があるということを見ると、それでいいのかという疑問にもなるんですね。そのことを含めて十分わかるように説明をお願いしたいと思います。

ある意味、足りないで今までやっていたのかなと僕は思っているんで、その辺もどこかで説明をお願いしたいと思いますけど。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、今、県のほうで事業を進めております機能補償道路等ですかね、それとかほかに今後想像されますのは、稲津松岡線によって町道がふえてくるということが現在ございます。そういうことから、やはり台数的にはもう余裕が今のところだんだんとなくなってきているというふうにお考えしていただくとありがたいと思えます。

やはりどうしても機能補償道路の工事になって、その県の管理の部分と、あるいは、ここではすみ分けでどうしても町にお願いしなければならないという部分も上志比ではふえてまいっておりますので、そういうことから今の現状の中で台数でやっていくのにはなかなか厳しいものがあるということでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第41号、除雪ドーザー(8t級)の取得についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第42号、除雪ドーザー(11t級)の取得についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第42号、除雪ドーザー(11t級)の取得についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第9 議案第43号 消防ポンプ自動車の取得について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第9、議案第43号、消防ポンプ自動車の取得についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月12日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

15番、伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長(伊藤博夫君) 総務常任委員会において、去る15日、議案第43号、消防ポンプ自動車の取得について審議をいたしました。審議の結果、採決が全員賛成としておりまして可決としております。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第43号、消防ポンプ自動車の取得についての件を原案のとおり決定する
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第44号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第10、議案第44号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月12日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

15番、伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 議案第44号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてでございますけれども、このことにつきましても、去る6月15日、全委員が出席のもと審議いたしまして、審査の結果、委員会は全員賛成によりまして可決をしております。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2点あります。

一つは、今ある事務組合の事務所というのはフェニックス・プラザだと思うん

ですが、そのフェニックス・プラザにいるというわけにはいかないのかということが一つ。

移転費用はだれが持つのかというのは、冒頭、付託するときの議会でも聞いたんですが、そこはもう1回確認したいと思います。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 今の件でございますけれども、フェニックス・プラザは総務課と電算ですかね、そういったことで使用料がかかるということで、あわら市のほうへ行けば清掃関係が残るということであわら市のほうに変更したわけでございます。そのための規約の一部変更でございます。

何かつけ加えることがあれば、理事者のほうでひとつ回答願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ただいま総務常任委員長お答えしたとおり、フェニックス・プラザの現在の事務所に残るということになれば、これは当然賃料が発生してそれを支払うということになります。移転をすれば、これは組合の所有する建物の中で事務を行うということでそういうことが発生しないということになります。

なお、移転に要する費用につきましては、組合の予算の中で措置されているようになっております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 反対するものではないですが、一言はやっぱり言っておきたいのは、福井市の事務組合からの一方的な離脱によって生じた、ある意味、残された自治体の本当に大変な状況だと思うんですね。これをいわゆる残された自治体だけの負担で行うというのは本来不都合な話やと僕は率直に思います。そこらは、何ていうかな、十分な関係自治体との協議もなしに、当然関係自治体ではどうされているやろうというふうなことで進めているやり方については、やっぱり率直に憤りを感じるということ。ある意味、こうやって移転することでさわさわするんかなと思わんでもないですから、そのことについては一言言っておきたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第44号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第45号 福井県後期高齢者医療広域連合理約の変更について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第11、議案第45号、福井県後期高齢者医療広域連合理約の変更についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月12日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長(金元直栄君) 議案第45号、福井県後期高齢者医療広域連合理約の変更についてということですが、委員会では可決です。

内容につきましては、先ほど住民基本台帳カードの問題でも報告したとおり、外国人登録法がなくなることによって、ここで言います外国人登録原票もなくなりますから、すべてそれらは住民基本台帳カードですか、それで管理されることになるということです。それで削られることになったということです。それによる規約の一部変更だと私は思っています。

以上です。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第45号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第12 議案第46号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第12、議案第46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月20日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

15番、伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長(伊藤博夫君) 議案46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約についてでございますけれども、総務常任委員会は、去る6月22日ですか、全委員出席のもと開催いたしまして、付託されました案件につきまして慎重に審議いたしまして、採決の結果、全員賛成により可決したわけでございますけれども、その中で委員の中から、10社での入札ということで、当初4社が辞退届を出した。あと残り6社のうち、1社は入札のときに辞退ということで5社でやったということを理事者側から聞いております。

そういったことをご報告にかえさせていただきます。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 入札結果表を私見させていただいております。これを見ますと、今委員長の報告のとおり、入札前に辞退されたのが4社、入札の中で辞退されたのが1社、計5社が辞退されているという状況です。そのいずれもが、いわゆるそういう機器をつくっているメーカーだと言われています。

工事業者が落としたんですけれども、率直に思うと設計額が安いのか、それともいわゆる業者間のいろんな問題があるのかということになってくると思うんですけれども、私はそんなことを思ったりもしながらちょっと聞いてみたいのは、こうやって辞退がたくさん出たということを見ても、意欲のない業者も指名しているということになるんだと思うんですね。意欲のない業者を指名しても意味がないので、その辺はどう考えているのか。その点では、そういう業者というのは営業活動はしていたのか。営業活動をしていてどうして辞退するのかというのがちょっとわからんですね。そこはちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 理事者側からの聞き取りによりますと、この業者は全部10社とも北陸地域での工事を請け負った業者と聞いております。そのことについては聞いておりますけれども、あとにつきましては、どう言ったらいいですかね。会社からそういう辞退届が出されてきたことはなぜかわからないということだけご報告をしておきます。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今回の指名業者の選定につきましては、本町に指名願を提出しております電気通信工事業者のうちから県内あるいは近県での防災行政無線工事の実績のある業者を選定したものでございまして、指名そのものには問題がなかったというふうに理解をしております。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

10社のうち5社が辞退をされております。意欲がなかったのではないかと、うご指摘でございますけれども、こういう工事の指名をさせていただいた後は1週間程度の設計書の閲覧をしております。10社すべての業者が、これは県外からの営業所もありますけれども、10社すべての企業が設計書の閲覧に来ております。閲覧を済ませて、そして入札日を迎えておりますので、そういった意味ではそういうことではないというふうに我々は理解をしているところでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これだけいっぱいあると、やっぱり行政に対して泥を塗ったんかなと率直に、行政のほうも泥を塗られたんかなと、思っていると思うんですね。ちょっとだけ聞きたいんですが、これは本町の指名のあり方として、指名業者

は一覧表で各業者に指名されましたよとするのか、どういう方法で業者に指名通知を送っているんでしょう。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ここに業者名と入札がありますよという形で通知を出しております。当然その中には、どこどこが指名に入っているんですかというようなことを問い合わせても一切お答えしませんというようなことは書いてございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 余りよくわかりませんが、こういう、ある意味異常事態かなと僕はちょっと思っているんですが、指名願出しているのに辞退、入札前から辞退、それについてはいわゆる物に対して設計、積み上げが安過ぎたのかということなんかなと。その割にはまだそこから歩切りがあるわけですから、その辺がよくわからないということになるんですね。

普通、こういう事態が相次いだりするときは、例えばこの地域の工事についてはこの業者の専権事項みたいなこととか、もし入札に入ってくると1円入札するぞとかいうおどしをするとかということも以前にはほかの県なんかで、福井でもあったんですかね、ということもあったことがあるんですが、そんなことを考えるとやっぱり何らかの形で、ある意味談合破りにもなるんかね、これで。ちょっとこれ1回何かの形でどこかで僕はやっぱり調査すべきでないかなと率直に思う、この入札結果一覧表の表示だなと思っていることだけ言っておきます。

ただ、これについて今単純に反対するというわけじゃございませんで、そのことだけは言っておきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第46号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第13 議案第47号 永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第13、議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結についての件を議題とします。

本件は去る平成24年6月20日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長(金元直栄君) 議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結について、当委員会は、当日1名の委員が家族の都合で欠席されておまして、あと残りの委員で審議しました。結果は可決であります。

審議の内容で言いますと、一つは、設計額が、端数がありますが約1億9,970万でした。請負率が76.437%、約1億5,200万ぐらいですから4,000万ぐらいの入札差金が出ているが、その入札差金の利用はどのようにするのかという声、また、これまでの論議の中でも大広間などもっと広くしてはどうかということに対する問い、ふろ場などの改修も考えられたはずという問い、6万6,000人のピーク時にはどれくらいの人が1日に入るんだということなんかの中でそれらをどう考えるのかという質問も出ました。

ただ、事務当局からは1億9,500万円の予算で新設工事を計画していて、あと今後電気工事等もありますのでそれほど変更が大きいものではないということが報告としてもありました。

また、意見の中では、これまでの特別委員会等で、また一般質問等でも出ていましたように、坪庭のあり方の問題とか、本当に今の枠内でどういうことを考えていくかということ等、意見は出てきました。

委員長の立場としてはなかなか言えないんですが、そういう意見がある中で全員一致で賛成となったわけであります。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、小畑君。

○1 番（小畑 傳君） 今ほどの教民の委員長とかぶるかもしれませんが、この施設、新たな施設ということで、それと新築工事ということでもありますし今までもる変更もされてきております。ということで、例えば1, 600メートルからくみ上げるお湯を500メートルから取り上げるということも聞いております。ということで、これから何が起きるかわからないという施設でもあろうかと思えます。

ということで、これの進行に当たりまして慎重にさせていただきたいということと、是々非々で柔軟な対応をお願いするというので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） 要望でよろしいですか。

○1 番（小畑 傳君） 要望です。

○議長（河合永充君） 16 番、上田君。

○16 番（上田 誠君） 今ほどの質問をしたいと思えます。

今委員長報告の中にありましたように、大広間をもっと広げたらいいんじゃないか、坪庭の件で坪庭をもっと有効に利用して大広間を広げたらいい。これはやはりCAMU湯が今3万人の入場者、その現在の設計の大広間がCAMU湯と同じ大きさということであれば、6万6, 500、要はもっとふえた人口になる場合はやはり大広間をもっと広くする必要があるんじゃないかということでの大きくしたらという案だったかと思えます。また、浴場についても同じように、同じものが2つあるということから、一つは坪庭等を考慮しながらもっと大きなものとか、ある面では露天ぶろを一つにしてもっと大きなスペース、あらゆる場にスペースをとったらいいんじゃないかということが論議されたんじゃないかというふうに思います。

ただ、ここで一つお聞きしたいのが、この前の一般質問でも出たと思うんですけども、足湯の取り扱いですね。その中で、やはり足湯というのはアンテナショップというんですか、ここに温泉がありますよということであるならば、今、永平寺の門前の賑わい創造がありますね。あそこのあたりに足湯を持って行って、実はこういうふうな温泉が当町内にありますよという形での足湯の有効利用ですね。ですから温泉施設の前に足湯を置くんじゃなくて、例えば永平寺大本山のところの、今言う賑わい創造のところの場所に設置するとか、そういう質問はなかったのかという点が1点。

それから2点目ですけれども、6万6,000になるわけですが、その3万は町内の健康施設ということで町民の健康増進または余暇の利用ということで考えるわけですが、残り3万は町外ですけれども、その6万6,000を誘客するための方策について、例えば具体的にこういうふうな具体例によって6万6,000を確保するというのはあったのかというのが2点目。

それから、この施設について今後運営するに当たって、例えば修繕等も含めて、ある面ではそのリスクが生じてくる。思わぬリスクも含めてですが、そのリスクに対する分担についての明確な問い合わせ等があったのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 小畑さんの要望については、そういう声があるということで今お聞きしておきます。

上田議員からの質問ですが、浴室を広げてはという質問は実際ありました。ただ、足湯の扱いとして、アンテナショップみたいに本山いわゆる永平寺の門前に設けてはどうかという声は出ておりませんでした。

3万人は町内の人、合計6万6,000人誘客するための具体策というところでは、これまで論議されていた以上の答弁はなかったと思います。問いかけはありましたが、ピーク時にどうするんだという不安のところでの問いかけはありました。

3つ目の修繕費等のリスク分担については、指定管理かどう管理の方法になるんかはあれですが、その管理契約については今後の話ですからこれからの話になると私は思っていますが。

あと、ここで足りない分については理事者のほうから答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） この件につきまして、この件は契約締結についての案件でありまして、その温泉の内容等についての案件ではありませんので。

ただ、上田議員の委員長に対してこういった声がなかったのかと、それは今認めましたが、締結について、この入札の件についての質問をしていただければと思いますので。ちょっとこの議案からはそれですので。よろしいでしょうか。

○議長（河合永充君） 上田議員。

○16番（上田 誠君） 要はこういうものをつくりますよということに関して締結するわけですね。そういうものについて問題を投げかけているわけです。ですから、締結のための、例えば入札、その締結の金額云々

のところについて議論をしているわけではない。だから同じものをつくる、その締結する内容についてもっとこういうものじゃないですかというのであるから、それは今議長の言うのに関して、これはその論議に当たらないということではないというふうに私は判断していますけど。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 2時58分 休憩）

（午後 3時07分 再開）

○議長（河合永充君） （録音切れ）

上田君。

○16番（上田 誠君） 今ほど締結 その内容について、やはりその締結した内容はどうだったかということについての質問だと僕は思っております。入札の内容そのもの、いいか悪いかだけじゃないと思っていますので、そういう意味から質問しましたので答弁のほうを今いただきました。

今度は討論でまたやります。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 今ほど質問の中で、今回の締結の入札のそれが是非かどうかだけのということですが、私のほうはその締結内容も含めての是非というふうに考えておりますのでご了承いただきたいというふうに思っております。

今ほど言いましたように、やはりその設備内容につきましては、現在CAMU湯が3万で大広間は同じような大きさだと。例えば6万6,000になるのであればもっと大きな大広間が必要じゃないかというふうに思っております。また、CAMU湯の代替の湯、町民の健康増進、余暇の利用ということでの増進であればなおかつその広さは6万人に足るだけの大広間がやっぱり必要ということで、坪庭がそこにあるわけですので、ある面ではそれをつぶして大きな広間にすべき

じゃないかというふうに思っております。また、浴場についても同じものを2つというよりも、例えば大きさの違うもので、例えば外での湯を一つにするとか、いろんな考えでもっと浴場、洗い場を広げるというのも一つの手かというふうに思っております。

そしてアンテナショップであるというふうに考えている足湯は、当然その前にも必要というよりも、かえって誘客をするのであれば永平寺のところの大本山の前のあたりで足湯をして、この湯が同じ町内のここにありますよという形での足湯の有効利用が一番ベターかというふうに思っております。また、その6万6,500を全誘客するための、こういうことによって1万人上乗せです、こういうことによって5,000人上乗せですよというふうな施策をやはりきちっとある面では明示すべきじゃないかというふうに思っております。

それからリスク分担も、こういう施設ができた後というよりも、その中である程度はきちっと分担が必要かというふうに思っております。そういうことが明示された上での本体となる建物の設計というふうに考えておりますので、そういうふうにと考えるとちょっと時期尚早というふうに考えておる、また内容についての問題があるというふうに考えて、私は反対の立場をとらせていただきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私は、理事者から提出された健康福祉施設建築の契約締結議案に賛成の討論をさせていただきます。

建物自体については、大学の先生を含めた健康福祉施設整備推進会議で選考し、議会の温泉利活用特別委員会でもカランの数とか脱衣所のロッカーの高さ、また積雪による屋根の形態、露天ぶろの自然の光のとり方など、利用者に立った変更を加え、十分審議をしまいったと考えております。

また、今のこの議案につきましては、執行予算、また、今上田議員から発言がありました足湯の利用について、また休憩室のあり方、浴室の大きさ、そういう論議じゃなしに、去る13日の入札が適正に執行されたかという地方自治法に伴う議会の契約締結議案であり、私は適正に行われたと判断します。

よって、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第47号、永平寺町健康福祉施設新築工事の請負契約締結についてを起立

により採決します。

本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(河合永充君) 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

25分から再開いたします。

(午後 3時13分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第14 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第14、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(田中博次君) ただいま上程されました諮問第1号についてご説明を申し上げます。

議案書79ページでございます。

永平寺町人権擁護委員8名のうちのお一人でございます永平寺町東古市の齋藤秀則氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、福井地方法務局に対しまして同氏の再任を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

齋藤氏の略歴は、80ページに記載のとおりでございます。

人格、識見ともにすぐれた方でございますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 人事案件ですのであんまりとかいろいろな質問はできんのかなと思いつつ、一つだけ。

人権擁護委員としてこれまで1期やられてきました。この中で、例えばこうい

う対応は問題やとか、そういう声は聞こえてこなかったんでしょうね。要するに、常識的なことでいろんなそういう職務を遂行されてきたのかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 人権擁護委員、1年間に大体42回の相談業務を開催しております。そういった中で、過去における齋藤委員の活動の中で、今おっしゃったようなそういうお声を町民の中から聞いたことはございません。

特に福井地区の人権擁護委員の協議会がございませけれども、その中でも監事として就任をされておりましたご活躍をいただいている方でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 何でそんなことを質問したかといいますと、もう今から随分前ですけど、以前、本町でもいわゆる同和問題で差別発言をという話で揺れたことがあります。そのときに町の職員が同和団体と町を窓口にしていろんな話し合いをしていったわけですが、最終的にちょっとおかしいということに気づいたのは町の職員であったんですね、当時。それは法務局と人権の問題でいろいろ話ししての中でした。だから非常に大事な部署になるときがある。そういう意味ではそういう役割を果たされているのかどうか。逆に言うと、これしちやだめやというふうな烙印が押されたりしたことがあったのかということで、最低限確認したいことを質問させていただきました。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は齋藤秀則君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は齋藤秀則君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 3時 分 休憩）

(午後 3時 分 再開)

○議長 (河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第15 陳情第4号 TPP交渉への参加反対に関する要請書について～

○議長 (河合永充君) 次に、日程第15、陳情第4号、TPP交渉への参加反対に関する要請書についての件を議題とします。

本件は、去る平成24年2月28日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

9番、多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長 (多田憲治君) 陳情第4号、TPP交渉への参加反対に関する要請書について。

この案件につきましては継続審議となっておりました案件でございまして、国の施策の農業分野での市場開放課題が山積しており、町はもとより福井県の農業者が安心、安全に営農活動を維持、農業を発展していくため、関係機関に要請し意見書を提出することを委員会多数で承認をしましたので報告いたします。

○議長 (河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番 (金元直栄君) がないのでよくわからないんですが、今回出てくるのならやっぱりコピーしてほしいなと思います。

それはいいんですが、TPPの問題で言いますと、ちょっと委員長さんにお聞きしたいのは、これ農業、農士の課題だと思われているんですか。私はそうは思っていないんですけど。

○議長 (河合永充君) 9番、多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 今ご意見がありましたとおり、このTPP問題につきましては農業分野ではありません。今言う貿易のそういう品物を一切という形でございますが、これも委員会で大変きょうも審議したわけですが、今現在、メキシコ、カナダあたりも実は交渉に入っております。日本がそろそろという形でございますが、今、国におきましては税の一体改革とか消費税の問題とかいろんな論議がされておりますが、とりあえずこの永平寺町は農業が主でございますが、委員会の委員多数で、この問題につきましてはそういう農業分野での市場という形で今は関係機関に要請をしていくという形でございます。

なお、そういう工業者につきましても、いち早く、税あたりはこの辺にその要請は来ているわけですが、今の商工会関係につきましては今のところまだ議会の要請もございません。そういった形で、とりあえず出おくれしないようにという形で当委員会ですの意見承認したわけでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今お聞きしていると、JAが出してきている内容が農業に関する分野だけということならちょっと寂しいなと私は思います。

何でほんなことを言うかといいますと、TPPの内容で非常に大きいのは、例えば、多国間でなしに国同士の取引の問題で言うとFTAというやり方があります。これで言うと、皆さんもご存じのことと思いますけど、ヨーロッパと日本との関係で言いますと、EUは日本に対して、もう十分関税が低いのでFTA交渉の対象とはしないということを言っています。

ただ、今、日本が環太平洋のTPPの交渉に入ろうとしているときに問題だと言われているのは、よく議員の中で話題になるのは、永住外国人の参政権を認めると日本そのものが変わってしまうのではないかと。その理由の一つに中国から大挙して日本に押しかけてくるという話がありますけど、日本に安い労働力を招き入れているのが日本の大企業です。そこで、本当にそういう、いわゆる労働力を招き入れるいろんな条件、観光ビザの問題とか、きょうの住基カードの問題もありますけれども、短期の人については住基カードを単純に発行することになりませんから、そんなことも含めてどんどん障壁が撤廃されると我々の働く場所そのものがなくなるという大きな問題。また、保険の分野では、今、日本の保険会社がそれなりに守られている。それらもなくなってしまう。葉なんかでも、いわゆるアメリカの業者の言いなりになれば大変になる。農業の分野以外でも大変な

問題が山積しているので、本当は農業関係の団体から出てくる内容であっても自分らの分野だけ守るといふのではなしに、ほかの分野も一緒になってこういう組織行動に当たろうといふことを提起すべきだと私は思っているんですね。

そういう意味では反対するものではないんですが、寂しい提起だなと思っております。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

陳情第4号、TPP交渉への参加反対に関する要請書についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時38分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま小畑君外2名から発議第3号、TPP交渉への参加反対に関する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第3号 TPP交渉への参加反対に関する意見書について

～

○議長（河合永充君） 追加日程第1、発議第3号、TPP交渉への参加反対に関する意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第3号

TPP交渉への参加反対に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成24年6月25日

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者 永平寺町議会議員 小畑 傳

賛成者 永平寺町議会議員 多田 憲治

〃 〃 川治 孝行

TPP交渉への参加反対に関する意見書（案）

昨年11月の野田総理による関係国との協議入り表明以降、日米両国の政府高官レベルで会談が行われている模様であるが、これらの会談について、政府は当初「事前協議ではない」として情報提供を行わず、会談の内容については、米国での報道内容を追求されてはじめて発表した。一部報道では、米国との事前協議に際し、日本政府は「全ての品目を自由化交渉の対象とする」との対処方針が報じられ、事実とすれば許し難い暴挙である。

TPP交渉参加については、「国益上守るべき具体的な内容や水準は曖昧なこと」や「国の形が変わりかねない重大な問題にもかかわらず、情報不足により国民的議論がなされていないこと」等から、拙速な参加表明に慎重を求める声がこれまでも拳がっていた。しかしながら、交渉参加への事前協議が進展しても、政府からは正確な情報が伝わってこないため、さらに不信感が高まっている。

また、国会議員の過半を超える356名から交渉参加の反対を求める請願書の署名がなされたことや、本県を含め都道府県・全国の市町村議会での8割にのぼ

る交渉参加反対への意見書が採択された。さらには、全国で1, 166万人を超える交渉参加反対の署名が提出されているにもかかわらず、事実上の参加協議は極めて遺憾である。

したがって、T P P交渉への正式参加の判断に関して下記の要望について、強い働きかけを求める。

記

1. 十分な国民的判断がなされるよう、政府が持つ詳細な情報を迅速かつ正確に開示すること。
2. T P P参加反対についての過半を超える国会議員の意向や都道府県・市町村議会での採択状況、全国から集まった多くの反対署名などを踏まえ、交渉への正式参加を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

福井県永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣

以上です。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 先ほども産業建設常任委員長からお話があったとおり、やはり本町におきまして、あるいは本県におきまして農業を占めるウエートは非常に高く、一大産業と我々は思っております。それから、金元議員からの話があったように、やはり農業分野でなしに多岐にわたる問題点があるということで、そういうことを踏まえますとT P P交渉への参加は反対するものであります。

以上でございます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） さっき内容のことはちょっと触れましたので。

小畑さんの提案を聞いていると、本県は農業県だということで、それは私も受
認しておりますけれども、提出先が内閣総理大臣と農林水産大臣だけではちよっ
と寂しいんで、労働の分野では厚労省、厚生労働大臣ですね。あといろんな保険
とか薬とかそんなのも含めたりすると経産大臣ですか、ほかの仕事の面で経産大
臣、あと環境大臣、たしか食品の安全性の問題は……、これも厚労省か。そうい
う意味では関係各省の大臣と地元選出の国会議員をぜひ入れていただきたいと思
います。

○議長（河合永充君） 1 番、小畑君。

○1 番（小畑 傳君） そういうことにしたいと思います。

○議長（河合永充君） 小畑議員、入れるという方向で関係大臣、そして地元国会議
員に送るということでよろしいですか。

○1 番（小畑 傳君） はい。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

10 番、上坂君。

○10 番（上坂久則君） 今ここへ上程されて議案の一部といえども修正するなんて
のは一体、真剣に議論をして、その効果というか成果というものをちゃんと踏ま
えた上で提出したかどうかというのは非常に疑問に感じてますわ。

それなら、採決をしないで継続でやって十分もう 1 回議論をし直したらという
私の提案です。

以上です。

○議長（河合永充君） 1 番、小畑君。

○1 番（小畑 傳君） 実は継続も意見としてありましたけれども、継続審議もこれ
で 2 回ほど続いておるかなと。それから県内各町の動向あるいは市の動向を見ま
すと、それが一つの参考ではないんですが、やはりもうここで採決する必要があ
るということで採決に踏み切りました。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第3号、TPP交渉への参加反対に関する意見書についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第16 陳情第5号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第16、陳情第5号、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書についての件を議題とします。

本件は、去る平成24年6月12日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

15番、伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長(伊藤博夫君) 陳情第5号ですけれども、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書でございます。

このことにつきましては、国が進めている地域主権改革や独立法人の抜本的な見直しについて議論をいたしました。また、陳情書の趣旨、また条文につきましても十分に総務常任委員会で検討した結果、採決の結果、全員不賛成としております。そこで不採択としましたのでご報告を申し上げます。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 全会一致で不採択ということですが、いわゆる国の出先機関の原則廃止ということについては、私はやっぱり問題があると思っています。

例えば農業の分野で関係して言いますと、この近くでは、たしか金沢に農政局がありますよね。これも廃止するという方向だと思うんですが、そうするといろんな諸問題はどこへ行って言っているのかというのがわかるわけです。さらに、昨年のいわゆる東北大震災、災害の際にも国の出先機関が本当に大きな役割を果たさなきゃいけないときにまともに果たせなかった。今のようなやり方では大災害

のときに国の責任が果たせなくなるのではないかという不安が方々から、これは被災地の知事がこぞって言っていたことだと思うんです。

そんな中でその機能の確保とか充実を求めるといふことですから、それに反対するといふのはいかがかと私は率直に思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 反対の でございますけれども、今の件でございますけれども、国においては、国の抜本的改革の見直しということで政府が地域主権改革ということで義務づけ、格付、これに対する地域主権会議ということで、これは閣議決定しております。平成21年の11月17日設置でございますけれども。また、地域主権戦略大綱ということで工程表もできておりますし十分可能な、枠づけの見直しとかいうことは十分に議論しております、基礎自治体への権限委譲、助成金等の一括交付金化、出先機関の原則廃止等の議論もなされておりますし、国と地方の協議の場ということで国と地方の協議の場に対する意見書ですか、これも平成23年4月28日に設置いたしまして、この会議も9回ほど持っていますし、先ほど言いました開催実績も地域主権戦略会議ですか、これも16回ほど持っています、いろいろなことで議論がなされております。

そういった中で、総務常任委員会としては十分なる国の対応をということで反対したわけでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回、いろんな計画に沿ってそれを進めるために論議されているというのは報告でもわかりますけれども、切り捨てようということではいろんな論議をしているという実態の中では、地域住民にとっては大変ではないかと私は率直に思っているところです。

例えば、国と地方との関係では機関委任事務というのがありました。わかりやすいことと言えば、県とこの地方自治体、町との関係でも委任事務というのがありました。それをこれまでの経過の中では委任事務を各自治体に移譲すると、委任に係る費用については、県が委任している分については県が持ちますということでこれまでもやられてきました。しかし、当初、委任事務のいわゆる負担として払われていた金額については年々先細りで、ほとんど少なくなってきている実態があります。国は地方に権限を委譲していろいろ渡していくということですが、それに対するいろんな費用については最終的には地方で持てということになるん

ではないんですか。そういうことになったら、国の出先機関の原則廃止と言いますけれども、廃止だけが先行することになると私は思っています。

ですから、この案件については本会議場での一括採決を求めます。委員会採決だけで終わってしまうのでなしに一括採決を求め、そこで賛否を問うていただくことを求めたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今質問の中でも言わせていただきましたが、本当は委員長の答弁があるとよかったんですが、国の出先機関の原則廃止と言いますが、現実的には国のいわゆるスリム化というのを口実に地方におけるいろんな窓口の廃止であります。

この辺で言いますと、例えば法務局が本町にも、いわゆる登記所が本町にもありました。これがなくなって今は福井です。県内でも各地域にはあったんですが、どんどん今なくなっている状況があります。まさに今では土地の権利の問題ではなかなか大変な状況がありますけれども、一々やっぱり法務局まで行かなきゃいけないという状況が生まれているんです。

それだけではございません。先ほど言いましたように農業の分野でも農政局、例えば国交省なんかでも、その出張所が廃止になったりすれば本当に大変な状況になると思うんです。ただでさえ人員をどんどん減らしている中でのことですから、やはりこれから道州制とかいうことを口実にどんどんそれが遠くに行くようになれば県民や地域住民に対するサービスの低下が非常にあるわけですから、東北の大震災を教訓にしましても身近なところに国が国としての責任を果たせるようにしていく。当然それを補っていくように自治体が補完していくこともあると思うんですが、国がきちっとした方向で示している体制をここでなくしてしまうわけにはいかないと私は思っています。

そういう意味では、この福井県の国家公務員労働組合共闘会議から出されている国の出先機関の原則廃止に関する要請書や住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情については、私はぜひこういう問題

も国家公務員と一緒にあって地方でも声が上げられるようにしていただきたいと思います。

以上で、採決で否決してもらうというのは取り上げないというやり方は私は認められません。

○議長（河合永充君） 次に、反対者の発言を許します。

15番、伊藤君。

○3番（金元直栄君） 委員長は出んやろう。

○議長（河合永充君） ほうやほうや。提案者や。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 反対意見を申します。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書ということでございますけれども、これは福井県国家公務員労働組合共闘会議議長、中矢 剛さんですか、から出ているんですけれども、この問題について総務常任委員会においてる協議を重ねました。

総務常任委員会は全員がこれは否決するべきだという結論に達しましたので、委員長の報告のとおり採決をしなくて否決をしたということでございますので、私はこれは賛成するわけにはいきません。

以上、さきのような理由によって、私も総務常任委員会の委員の一人として、やはりこの件について反対をいたします。

以上。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第5号、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（河合永充君） 起立少数です。

よって、本陳情書は不採択とすることに決定しました。

～日程第17 閉会中の継続審査申出書～

○議長（河合永充君） 次に、日程第17、閉会中の継続審査申出書についての件を議題とします。

教育民生常任委員会の委員長から、委員会において審査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

～日程第18 閉会中の継続調査申出書～

○議長(河合永充君) 次に、日程第18、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(河合永充君) 引き続き再開いたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る6月12日開会以来14日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会のあいさつを受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成24年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、関西電力大飯原子力発電所の再稼働については、おおい町長並びに福井県知事が、安全性が確認されたとして同意する判断を示されました。これを受けて、今月16日に野田総理は大飯原発の再稼働を正式に決定したところであります。今後は、信頼できる安全基準や安全防災対策、中長期のエネルギー政策を示していただきたいと思いますところでもあります。

今、国民の多くが一日も早い震災被災地の復旧、復興、そして金融と雇用不安、円高など社会経済状況の立て直しを強く望んでいるところであります。消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案はあすにも衆議院で採決され、公債発行特例法案や社会保障制度改革推進法案など重要案件が、9月までの会期を延長した国会での審議が進められることとなっております。審議がおくれ、国

民生活や経済活動に支障を生ずることがないように願っているところであります。

人口減少時代の本格化、社会情勢の急激な変化や厳しさを増す財政状況など、国と地方公共団体を取り巻く環境も大きく変化をしております。政府におかれましては、本当の意味での国民生活の向上のために、国を挙げて全力で取り組んでいただくようお願いするものであります。

今後の町政の推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら住民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、町の活性化とすべての町民の幸せを築くため、行財政改革を積極的に進めながら、町民が誇りと将来への希望が持てる永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。

防災行政無線の整備を初め、健康福祉施設、松岡公園、永平寺口駅周辺など重要な事業につきましては、ご意見をいただきながら、完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

また、これからさまざまな事業が展開されます。7月19日に宮城県山元町に本町特産のタマネギを届けることとしております。21日はNHK夏期巡回ラジオ体操を実施し、29日はBCリーグ福井ミラクルエレファントの試合日を「永平寺の日」に設定し、永平寺町の観光や特産品など、町の魅力を広く発信することとしております。

また、8月2日から5日までは、インターハイ「2012北信越かがやき総体」のバドミントン競技が本町で開催されます。全国から多くの若者が集う大会でありますので、町を挙げて歓迎し、大会を盛り上げたいと考えております。26日は九頭竜フェスティバル・大燈籠ながしを開催いたします。今、実行委員会の皆様とともに準備を進めているところであります。

これから大変暑い季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

(午後 4時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員